

## 投信積立取引取扱規定 新旧対照表

※下線部変更

新	旧
<p>(申込方法)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>2 申込者は、オンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」および「スマートフォンサービス」(以下「<u>オンライントレード</u>」といいます。)からMR F引落しを指定した場合は、<u>オンライントレード</u>を通じた本取引の申込みを当社が受付け、承諾した場合にこれを利用することができます。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(申込内容の変更)</p> <p>第10条 申込者は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、本取引の申込内容の変更を行うことができます。ただし、<u>オンライントレード</u>を通じた金額変更等一部の変更については取扱えないものがあります。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(申込方法)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 申込者は、オンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」(以下「<u>インターネットトレード</u>」といいます。)からMR F引落しを指定した場合は、<u>インターネットトレード</u>を通じた本取引の申込みを当社が受付け、承諾した場合にこれを利用することができます。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(申込内容の変更)</p> <p>第10条 申込者は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、本取引の申込内容の変更を行うことができます。ただし、<u>インターネットトレード</u>を通じた金額変更等一部の変更については取扱えないものがあります。</p> <p>2 (省 略)</p>
2022年4月	2021年9月

以上